

平成27年度 函館港輸出入コンテナ貨物集荷キャンペーンのご案内

1. 目的

函館港は、平成17年5月に、韓国・中国とを結ぶ定期コンテナ航路が、韓国の南星海運(株)によって開設されました。そこで、函館港利用促進協議会では、函館港の外内貿コンテナ定期航路を利用する荷主企業に対し、コンテナ貨物の輸出入に要する経費の一部を助成することにより、函館港における取扱貨物の増加を図り、もって函館港の利用促進に寄与することを目的に、当該キャンペーンを実施しております。

2. 助成内容

函館港外内貿定期コンテナ航路利用に際し、1寄港あたり次の助成をします。

(1) 荷主助成

- ① 輸出および輸入貨物の合計（特別な事情がある場合は船荷証券等の数値）が、4TEU（2FEU）を超えた場合、超えた分1TEUにつき3,000円を当該荷主企業に対し助成します。
- ② 加工原料イカ（半製品を含む）の輸出入および地場飲食料品の混載貨物の輸出は、1TEUから3,000円を当該荷主企業に対し助成（①と混在の場合は4TEUまで助成）します。
- ③ 前2号においてフィーダー貨物（南星海運および東暎海運以外の積替貨物）の場合は、1TEUにつき1,500円を加算しますが、フィーダー貨物とそれ以外の貨物が混在する場合は、全てフィーダー以外の貨物として算出し、フィーダー貨物が4TEUを越える場合（②の場合は1TEUから）にのみ、超えた分の1TEUにつき1,500円を加算します。
- ④ 1荷主に対する助成の上限額は100,000円とします。

(2) リーフコンテナ貨物輸送費助成

- ① 海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者をいう。）に対し、リーフコンテナ貨物1本につき2,000円を助成します。ただし、1海貨業者に対する助成の上限額は20,000円とします。

(3) 薫蒸費助成

- ① 植物検疫の結果、薫蒸が行われた場合、木材を輸出入する荷主企業に対し、1寄港につき、輸出货量または輸入量が300m³未満の場合は60,000円を、300m³以上の場合は100,000円を輸出入別に助成します。ただし、輸出の場合は、1荷主につき年間200,000円を限度とします。

※ 全て予算の範囲内での助成となりますので、期間内であっても予算満了時にこのキャンペーンは終了します。

3. 期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

4. 手続

- ・本助成内容（1）および（3）を利用する場合は、基本的に海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者）を通じての申請となります。
- ・申請書等別添

※ 問い合わせ先

函館港利用促進協議会事務局
（函館市港湾空港部港湾空港振興課内）
TEL 0138-21-3493
FAX 0138-26-2656